

第 2 回

美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 1 月 14 日

第 2 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 1 月 14 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 42 分

場 所 美方町総合センター

出席者

協議会委員（計 22 名）

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
（上田節郎）	岩 槻 健	（大瀧正博）
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	伊 藤 誠
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	岡 田 久 子
井 上 一 郎	井 上 源 一	中 村 暁
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	村 瀬 晴 好
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	
水 間 徳 子	三 好 忠 男	

注（ ）書は、代理出席者

顧問（計 1 名）

兵庫県議会議員
丸 上 博

幹事会（計 7 名）

美方町	村岡町	香住町
吉田博昭	中村一治	米田 稔
藤村吉孝	太田培男	谷岡喜代司
	杉谷信義	

事務局（計 6 名）

藤原進之助	岸本典明	穴田康成	清水幸信	邊見泰正	田尻幸司
-------	------	------	------	------	------

欠席者

協議会委員（4 名）

美 方 町	香 住 町
中安富士男	藤 原 久 嗣
	橘 秀 夫
	柴 崎 一 秀

顧問（2 名）

兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	東 田 雅 俊

傍 聴 人 33人

第2回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年1月14日(水)

と ころ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 協議事項

協議第11号 新町の名称について

協議第12号 新町の事務所の位置について

協議第13号 新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

協議第14号 新町まちづくり計画(その1)について

協議第15号 新町まちづくり計画検討小委員会の設置について

6 その他

第3回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年1月27日(火) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

協議第16号 財産の取扱い(その1)について

協議第17号 議会の議員定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第19号 議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について

第4回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月9日(月) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

7 閉 会

藤原事務局長 皆さん、こんにちは。定刻を大分遅れまして申し訳ございません。開会に入りますまでに、きょう、香住町の委員さんが町長以下、代理の方もありますけども、3名御欠席でございますので、その辺のところを香住の上田議長の方からちょっと御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

上田委員 こんにちは。香住の議長を務めております上田であります。

今、局長の方から御案内がありましたように、このような大事な会議であります。何をさておいても出席をしなければならない会議だということは十分承知をしておりますけれども、既に御承知の方もおられると思いますが、現職の香住町の商工会長でもあります、またマルヨ食品の社長をされておられます方が香住町の産業功労者でもあります。亡くなられて、きょう1時から香住の方で葬式が営まれております。

そうした中で、うちの方の、町の慶弔の条例によりますと、産業功労者並びに自治功労者等が亡くなった場合は、町長は弔辞を捧げなければならないということがありまして、町長が弔辞を捧げるためにそちらの方に出席をし、代理として大瀧助役が出席しております。また、2号委員の副議長であります橋副議長につきましては、本来ですと議長の私が葬式に参列をしなければなりませんけれども、私はこちらを欠席するというわけにいかないということで、副議長であります橋副議長に議長代理として葬儀の方に参列をしてもらっていただいております。そういう関係で、橋副議長も委員でありますけれども、きょう欠席になっております。もう一人の柴崎委員でありますけれども、柴崎さんと亡くなられた方は同級生でもありますし、特に懇意にもされとるという中で、同級生の友人代表の弔辞を柴崎委員がきょう読むことになっております。そうした理由から、大変申し訳ありませんけれども、3名の委員が欠席しますことをお詫びをし御了解をいただきたいと、かように思います。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

藤原事務局長 それでは、定刻を過ぎましたけれども、次に議長の方から開会宣言をしていただいで始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉田議長 それでは、3町合併協議会会議運営規定第4条第1項の規定に基づきまして、第2回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

吉田議長 ここで議長のあいさつということですので、一言あいさつをさせていただきたいと思います。

正月も過ぎましたですけど、このメンバーとは初めてですので、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

御存じのように昨年の12月末に1回目を開きまして、今回が新年初めての2回目ということで、御存じのようにこの間、合併の期日等していただきましたように来年の春に向けて合併をするということの中で、こういう会議、またこれから審議もされますけれど、小委員会等のことが出てくれば、正直申しまして各委員には本当に自分を捨てやはり公務のために働いていただかねばならない時間が多々あるように思っておりますけれど、私も頑張らせてもらいますので、皆さんもこの1年間大変だとは思いますが、どうぞよろしく願いして、簡単ではございますけれど冒頭のあいさつにかえさせていただきます。

吉田議長 次に、岩槻村岡町長がごあいさつを申し上げます。

岩槻会長 それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

先ほどございましたように、新しい年を迎えてもう10数日たつわけでございますが、改めて新年おめでとうございます。

昨年を振り返ってみますと、3町とも議会の御理解をいただいて、12月11日、この3町の合併協議会の規約を御決定願ひ、さらに各委員さんにはこの3町の合併委員の委員としての御快諾をいただきまして、暮れの24日に第1回の協議会を開かせていただいて、平成15年の幕を引くという運びにさせていただいたわけでございます。心から感謝とお礼申し上げる次第でございます。

さて、新しい年を迎えて、きょうは第2回の協議会を開かせていただいております。傍聴のお方も相当お見えでございます。心から感謝しながら、きょうは4議案を御提案するというところで、先ほどございましたように17年の3月に向けていよいよこの協議会も始動していくわけでございます。ぜひひとついろいろな新聞紙上等でも、この矢田川水系の合併ということで期待もされるわけでございまして、ぜひいろいろな角度で御議論願ひながら、互譲の精神を持ってこのものが予定どおり運びますように、ぜひ力強い御支援をお願い申し上げます。

なお、またこの協議会といたしまして、県に対し合併に関する支援地域の指定ということをお願い申し上げてきたわけでございますが、1月9日の日に県の方から合併の支援地域に指定もしていただいております。そういったことを受けまして、これまで顧問の先生方で、但馬県民局長さん、それからそれぞれの関係する県会議員の先生にお願いしてまいっておりますが、県民局長さん、顧問に御就任願うという運びにもしていただいております。

きょうはお見かけのとおり、今冬季の一番大きな寒波参りまして、相当厳寒の中でござ

います。限られた時間になりますけれども、いろいろな角度から慎重御審議をいただきまして、適切なる御決定を賜りますように心からお願い申し上げまして、最初のごあいさつといたします。きょうは誠にありがとうございます。

吉田議長 それでは、次に会議の成立について、事務局長から報告させます。

藤原事務局長 それでは御報告いたします。3町合併協議会規約第10条第3項の規定によりますと、会議は委員の半数以上の者が出席しなければこれを開くことができないとなっております。本日、委員総数24名のうち、代理出席を含めまして22名の出席でございますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。

吉田議長 なお、先ほど香住の議長及び事務局長からありましたように、香住町長と美方町長がそれぞれ都合により助役を代理者とする旨の委任状をいただいておりますので、申し合わせ事項4の規定に基づき、代理者と認め、御報告いたします。

次に、3町合併協議会会議運営規定第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名議員を指名いたします。

香住町、伊藤誠委員、美方町、本城繁信委員を御指名申し上げます。

議題に入る前に、会長の方から発言の許可を求められておりますので、発言を許します。

岩槻会長 それでは、議長のお許しをいただきまして、ひとつ各委員さんに御理解を願いたいわけでございます。

実は本日の協議会の中で、協議13号で新町の事務所の位置等検討小委員会の設置についてという御提案を予定しておったわけでございますが、この委員数について若干熟慮をしてみたいというふうに思うわけでございます。そこで、きょうのところは取り下げをさせていただきたいというように思いますので、各委員さん方にぜひ御理解を願いたいというように思います。そして次回、1月27日だったでしょうか、協議会を予定しておりますが、それを早めて次回の会議は日程調整をやって開かせていただくというように思っておりますので、ぜひこの点、御理解願いたいというように思います。もう一度重ねて申し上げます。きょうのところは協議13号の新町の事務所の位置等検討小委員会の設置についてという案件については取り下げをさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

吉田議長 以上、会長の方から、協議事項第13号の新町の事務所の位置等検討小委員会の設置については、次回委員会で協議したい旨の申し出がありましたけれど、これを取り下げることには異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、そうしますと協議13号がなくなりまして、14、15
が一つずつ繰り上がりまして、新町まちづくり計画(その1)についてが13号になりま
して、検討小委員会の設置についてが14号ということで御訂正お願いしたいと思
います。
そうしましたら、これより議題に入りたいと思います。

協議第11号、新町の名称についてを議題とし、事務局長に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 それでは、1ページをお開きいただきたいと思
います。協議第11号、
新町の名称について。新町の名称について提出する。平成16年1月14日提出。3町合
併協議会会長、岩槻健。

特定項目、1の(3) 新町の名称。新町にふさわしい名称を選定する。

次に、2ページをお願いしたいと思
います。調整方針の御説明をさせていただきます。

この根拠法令でございますけれども、左側の項目の4番目に上げておりますけれども、
合併によりまして各町の名称は消滅いたしますので、合併までに決定しておく必要がある
というものでございます。関係法令は地方自治法の第3条第3項でございます。

次に、選定方法でございますけれども、まず、名称の表記についてでございます。名称
については、法的には特に制限されておりませんけれども、記号やローマ字等を使用して
いる市町村は現在のところはございません。

2番目に名称選定に当たっての観点でございますが、5つほど挙げております。まず、
地域が地理的にイメージできる名称ということでございますが、これの先例でいいますと、
さきに合併をいたしました長野県の南アルプス市がこの に該当するのではないかと
いうふうに考えております。 が地域の特色をあらわす名称ということでござ
います。これに
つきましては産業やまちづくりの方向性を示すような、特に将来に向けて発展性が期待で
きそうな名称という捉え方をさせていただいておりますけれども、この例といたしまして
は、鳥取県の東郷湖周辺の町が合併しまして湯梨浜町、温泉の「湯」とナシの「梨」、それ
から砂丘がござい
ます「浜」、この3町の産業の特徴をとらえた湯梨浜町という名称がござ
います
が、これに当てはまるかというふうに考えております。それから
でございます
が、地域の歴史・文化にちなんだ名称でございます。これは但馬の中で既に新しい市の名
前が決定して
おりますけれども、朝来市と養父市、これらについては大化の改新のころか
らの地名とい
うようなことが地名決定の際の記事にも出ておりましたけれども、こうい
った歴史的な
名前がその例になるかというふうに思っております。それから の合併を記

念した名称でございますが、これは岐阜県に4町が合併しまして、ひらなみ市ということで、各町の名前の頭文字をとった市の名称でございますが、これにいたしましては、その後、物議を醸し出してちょっと話題になっておるようでございますが、そういった各町の名前の頭文字をとったような名前がございます。最後に、その他新町としてふさわしい名称ということで、公募の名称の中からこういった5つの観点等を考慮しながら選定していくことになろうかというふうに考えております。

それから、3の選定方法についてでございますけれども、関係3町の住民によります一般公募によりふさわしい名称を抽出しまして、合併協議会で決定していきたいというふうに考えております。なお、一般公募に際しましては、特段の制約は設けないというふうに考えております。

その他でございますけれども、郡名の取り扱いについてでございます。3町におきましては、2つの郡名にまたがりますために郡名の協議が不可欠なわけでございます。郡名につきましては、その後のページに根拠法令を載せておりますけれども、県の議会で最終的には議決をいただいて決定されることとなりますけれども、地元として県に対しての意向を申し述べることができるようでございますので、この町名を決定する段階で郡名につきましてもあわせて協議していただき、確認書を作成したいというふうに考えております。

ちなみに3ページをごらんいただきたいと思いますが、下の方の法令で第259条抜粋とありますけれども、259条の第1項に、最後の方ですが、名称を変更しようとするときは、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならないというふうになっております。以上で御説明を終わります。

吉田議長 説明は終わりました。

ただいま提出されました資料につきまして、質疑をまず受けたいなど。この辺の資料でこういうところがちょっとわかりにくいというようなことがあれば、まず質疑を受けたいと、このように思います。なお、発言される方は、挙手の上、氏名と町名等を言って挙手をお願いをしたいと、このように思います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 そうしましたら、資料についての質疑はないということで。では、この提案につきまして御意見等をお伺いしたいと、このように思います。

本城委員 美方町の本城です。この選定方法の3に関係してであります。その一番最後、一般公募に際しては特段の制約は設けないと。この項にちょっと疑問を感じるわけ

であります、これからいきますと旧町名もそのまま選定の基準の中に入れていくと。公募をして応募があれば選定の中に入れていくということになるかと思うんですが、この選定方法の2番の から までの5項目の中で、いろいろ考えてまいりますと、やはり新しい出発でありますので、新しい名称ですべきではないかというふうな思いがするわけがあります。またその中で、もちろん対等合併ということは間違いのないわけですが、一番小さな町で卑下をするというふうに思われるかもわかりませんが、例えば村岡町であるとかあるいは香住町であるとかという名称をそのまま使っていくと、ややもすると吸収合併というふうな思いを町民がする向きもあるのではないかなという思いもいたします。

それともう一つには、この旧町名以外に、私確かなことはわかりませんが、但馬の中で美方郡あるいは現在の養父郡、それから朝来郡、これらの町長会が、1市5町の名称の中に但馬市という名称が残っておるわけですが、選定の中に、その但馬という名称はできれば使っていただきたくない。いわゆる1市5町を但馬全体として考えられる向きがあるから、できれば外していただきたいというふうな申し入れをされたというふうに聞いておるんですが、これにつきましては会長である岩槻町長、よく御存じだろうと思うんですが、そういう観点からも制約は設けないというよりは、むしろ募集をして、応募の中に但馬町というのが出てくるか否かはわかりませんが、この但馬という2字はやはり制約しておくべきではないかというふうな思いがするわけですが、その点について答弁をいただきたいというふうに思います。

吉田議長 会長の方に一部意見がありましたし、またわからない部分があったということで、まず、会長の方にその点についてお答え願いたいと、このように思います。

岩槻会長 お答え申し上げたいと思います。

今、説明の中で、特に第1点は、この選定方法につきまして特段の制約をしないということになっとる点でございます。あわせて旧町名等が入ると吸収合併のイメージを抱く町民もありはしないかというような点もお触れになったわけですが、旧町名を外すかどうかという点でございますけれども、この選定に当たっての観点というところにも既にございますように、私どもとすれば地域が地理的なイメージできる名称でございますとか、地域の特色を有する名称でございますとか、あるいは地域の歴史、文化、合併を記念した名称、これらを総括して考えるということになれば、まあまあ旧町名をお選びになる方もありましようし、3町が合併して新しい町をつくるんだから、むしろ新しいやっぱり知恵を出した名称も当然応募されるというように思っておるわけでございます。したがっ

て、結論的には、この名称選定委員会の中で、この全体会になりましょうか、そこで最終的に決定になるというようなところもしん酌をいたしまして、この旧町名を外すというようなことはしていないということでございますんで、そういうように御理解願いたいなと思います。

それから、他郡の朝来市あるいは養父市の例を引用されまして、但馬と言えば1市18町を指すわけでございますので、但馬市ということを使わないようにという申し込みを、朝来郡あるいは養父郡の町村会といいたしましょうか、そういうところはされておるわけですが、これも私もよく認識をしております。そういった点で、新聞にもちょっと遅れたわけでございますけども、美方郡町長会といいたしましょうか、そういうところで正式に豊岡1市5町の合併協議会に対して但馬市という名前は使わないようにということで、美方郡の町長会といいたしましょうか、そういう組織の中で申し込みをしたということでございますので、そういうように御理解を願っておきたいと思います。

さらに、そういうこともございまして、この中に但馬という名前を使うことを制約してはという御指摘でございますが、仮にそういうものが出たとすれば、前段で申し上げましたように、名称選定委員会といいたしましょうか、協議会の場でそういうことはきちっと決めていけば、取り上げて共通認識を持って決めていけばいいではないかというように思っておるところでございます。

本城委員 美方の本城です。今、説明をいただいたわけでありますが、前段の旧町名は使わない、あるいは使うかどうかということなんですが、実は5町枠のときに全然こういう制約を設けなくて、しかし、いろんな5町の名前が、旧町名が出てきた、そして小委員会の中で、出てきた後で旧町名は使わずにいこうというふうな決定をして、いろいろ御批判をいただきました。そういう苦い経験を持っておるんです。そういった意味からも、やはり旧町名を使わないという制約はしておくべきではないかというふうに思うんですね。

それから、後段の但馬という字であります。これにしても出てきてから、委員の方の認識の上でこれをカットしていくというふうなことは、応募された方に対して非常に失礼なやり方ではないのかなと。だとするならば、最初からやはり制約としておくべきではないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

吉田議長 御意見どうぞ。

中村(暁)委員 香住町の中村でございます。事務局の方から、その他の関係で郡名の取り扱いについてというようなことも挙げられておるわけでありましてけれども、郡名と町

名とは一体のものとして決定をする必要があろうかなというように思っております。郡名はその他の項にも挙げられておりますけれども、事務局の説明でもありますけれども、協定の項目ではないわけでありまして、地域を表現をするという上で、町の名前と同様に一番大事な名前だろうというように思いますし、重要なことだろうというように思っております。郡名も町名もやはり一体として我々合併協議会の委員は考える必要があるんじゃないかなというように思うわけでありまして。

先ほど本城委員が言っておられましたけれども、5町合併の際には旧町名は使わないと、使用しないということであったんですけれども、5町合併の際には旧町名を入れずに、新しい市になるものですから、新しい新たな市をスタートさせるという意味で旧町名は使わないでおこうということであったわけですが、今回3町の合併というようなことであるわけでありまして、郡名だとか町名がこの協議会の中で新しくなるというようなことあったとすれば、地域のイメージが薄れるんじゃないだろうかなというようにも思いますし、それから新しい名前になったりしますと、場所等々についてきちっとした定着をしますのに相当な年月がかかるんじゃないだろうかなというように感じます。

3町がこれから合併をしようとした際に、随分人口も少なくなって過疎地域だというように、これから新しい町になって、産業振興だとかそういうふうなものをきちっと図っていく必要があろうかなというように思っております。そういうようなことで、産業振興だとかイメージだとか、そういうようなことで長い年月、定着してきた旧町名、区、旧郡名、そういうようなものを含めて大いにこの協議会の中で検討していく必要があろうかなというように思うわけでありまして。

事務局提案にありますように、最初から制約を設けず、3町の新しい町民にこの判断を求めてこの合併協議会の中で検討をするということで、会長である岩槻会長さんも言っておられるわけでありまして、この合併協議会の委員の中で検討をしていけばいいのじゃないかなということで、事務局が提案をしておる最初から旧町名を使わないだとか旧郡名をこの協議会の中で取り上げないだとかいうようなことはすべきではないというように思っておりますけれども、関連した意見として私の意見も取り上げてやっていただきたいというように思っております。

吉田議長 今そういう御意見が出ておりますけれど、ほかの委員さんで御意見のある方は言っていたら結構かと思えます。

井上委員。

井上（源）委員 村岡町の3号委員の井上です。町名のその調整については、お互いに美方、村岡、香住、それぞれのやっぱり特色があります。さっきも中村委員さんが言われましたように、その特色を伸ばして3町の合併の暁にそういうものが大きくやっぱりクロースアップされるような町名に持っていかなくてはいけないと。仮に香住町の但馬牛ですと言っても、やっぱりこれが、そういった仮に村岡町のマツバガニですと言っても、これは通用しない、やっぱり。そういう諸々の問題、これからの産業振興の中ではそういうものが大きく新しい町の躍進というか、発展につながっていく、そういう問題があります。それから海と山との観光産業にしても、そういうふうなものも含めながらやっていく。そういうことを考えると、名称等については特段の制約というものは外して、せっかくここで協議会の委員さん方がおられるわけですから、委員さんの自由な発想の中でやっぱり十分協議をしていくという、その特定の制約の中でということではなくして、制約を外しちゃって自由な発想が今一番求められている、やっぱり次の新しい町の展望につながるんじゃないかなというふうに考えられますので、私はその制約を外して、制約なしのきちっとした取り組みはこの協議会の委員さんの中で自由にやっぱり発想を展開していくべきだというふうに思います。

吉田議長 そのほか。

どうぞ。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。前回の5町合併のときには市という形になりました。だから何々市何々町というような形になったわけなんですけれども、今度の場合は、ちょっと悲しいかな、町です。だから何々郡何々町という形になります。だから郡名は県が決めるというものの、地元がこういうふうにしてくださいということで申し出て聞いてもらえるということですので、やはり郡名と町名とはセットに考えるべきだと思うんです。

それで、前回の5町の合併と今回とは全然違う合併になりますので、前回は旧町名は外したということなんですけれども、今回は別個の問題ですので、何らそういう制約なしに、これからの新しい町、山も海も一つの町になるんですから、その町全体が産業が活性化して、活性化した新しい町が生まれるように、どういう郡名がいいか、どういう町名が産業発展につながるか、そういうことから審議していったらいいというふうに思うんです。だから何ら初めから制約せずにやっていただきたいという感じです。

それから、吸収合併というような、対等合併という言葉も出たけれども、法的に全然私

は意味が違ふと思ひますので、意味することは全然違ひますので、そんなことは考えずに、郡名、町名を考えていったらいいというように思ひます。以上です。

吉田議長 板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。この選定方法に關係3町の町民による一般公募によるということで載っておるわけですが、5町合併のときを思い出していただきたいというふうに思ふわけですが、5町合併のときも公募して、その中で5町でしたか7町でしたか、決められて、こうだというときになってから、ちょっと待ってくれというようなハプニングもあったことを今思い出して、そういうことがあっちゃいけんというふうには思ふわけですが、今回はそういうことがないように、特に3町の町長さん方は心していただきたいというのを思ふわけでございます。以上です。

吉田議長 村岡の石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。私個人の心情をちょっと申し上げます。善し悪しは別として、私はやっぱり対等合併であるとすれば旧町名は本来外すべきじゃなからうかというふうに思ひます。5町のときも小委員会でその話が出まして、やはり1町に偏った町名をとるとなれば、外された町は、どっこも自分とこの町の名前を使いたいというのは人情なんで、やっぱり外したらどうだろうかというような話から、5町の場合も外したという経過がありますので、今回も私の個人的に思ひますのは、やっぱり外すべきかなというような思いをしております。これは私の考えですし、それから郡名につきましては、やはり私は最初、名前を言って申しわけないですけども、香住町の方から誘いがかかったときに郡名が必ずこれはもめますよと、私は町長には申し上げました。それから郡名でもめるんだったら初めから3町というのは非常に難しい問題になりますよと。だからそれはやっぱりお互いに互譲の精神を發揮しながら、その辺はお互いにあんまり言い合いせずすんなりとした郡になるべきじゃなということで、私の区長協議会からもその辺ははっきりとした名称の申し入れをさせていただいております、きょうは言いませんけども。そういうことで、郡名であんまりもめるとなると非常にこれ難しいなというふうに思ひます。ただ、それだけの意見を申し上げます。

吉田議長 香住の村瀬委員。

村瀬委員 香住町の村瀬でございます。私、御承知のとおり漁業の団体の長ということで、香住町の中にも2つの漁協があるわけございまして、その中の柴山という漁協の組合長をしとるわけですが、隣に香住という大きな漁協がございまして、その中でやはり柴

山というもの、かなりカニにつきましては相当自負をしております。

しかしながら、一步外に出てみると柴山のシの字も出てこないというのが実態でございます。私のおやじがちょうど18年ぐらい漁協の組合長をしてた経過があるわけですが、なぜもっと柴山というものを発信してなかったのかなということを私思います。やはり隣にいる大きなものにやっぱり巻かれていく。私は何も香住町ということ言ってるわけではございません。

これは、今のこの3町が置かれている状況というのはどういう状況にあるのか。恐らくどの地域から見てもやっぱり過疎だというふうな、そういったイメージって強いと思うんですね。その中で私たちが最終的には誰の力も借りずに自分たちで知恵を出して、いわゆるこの地域を活性化していかなきゃいけない。そういうことの中で、いわゆるこれからはやっぱり銭儲けなんだと。ある種、戦略的な意味合いを込めたそういう町名というか、そういうものをやっぱり発信していくべきであろう。したがって、前回の5町合併の際には、いろんな兼ね合いの中で、市の名前一つをつけるにしても、恐らくどの町も自分たちが考えていた市というものが本当に戦略的にどうなのか。その名前を発信してすぐに伝わっていくのかということは、これ案外疑問な部分があったんじゃないかなと思います。具体的に香住町としてどうかというふうな話は、私は市についての名前は出すつもりはございませんけれども、やはり現実の問題として、どの名前を発信すれば、みんなでこぞってその名前を発信すれば一気に加速して行くんかというようなことでやっぱり考えるべきであろう。したがって、いわゆる制約をせずして、やはりひとまずは町民全体に問いかけをして、その中から合併協議会の中で真剣に議論をすべきじゃないかなというように考えます。

吉田議長 ほかに御意見ございませんか。

ただいま、今言った段階ですと、要するに制約を設けるべきではないという意見と設けるべきであると。また、設けないにしても、やはり自由な発想の中で募集し、また要するに選定の段階ですか、そういう段階でこういう制約、制約言ったらおかしいですけど、要するに選定基準を設けていくというふうな御意見もあると。その両方が今出ているように思いますし、もう1点、例の但馬という名前ですね。この点もどうだということも出ておるわけなんですけれど、そういう中でもう少し御意見をお聞きしたいなと、このように思っとるんですが。

では、会長の方から。

岩槻会長 今それぞれの委員さんから御意見が出たわけでございまして、意見としては出尽くしたのではないかなというように思います。

確かにおっしゃるように、これまで5町は郡名なしの市でいけたわけですが、今度はやっぱりどうしても郡名ということが一つのまた大きな課題になると。そして、もちろん今言いますように新しい町になるんだから旧名は除いて募集してはという意見も、意見としてはあるということは我々も予測をしてきたわけでございますが、特にこのその他のところで郡名ということまで触れて御提案申し上げて、認識持っていただいて、そしてここで決定していただいて公募をやろうと。

そこで、くどいようでございますが、制約をしない。では、町民はどういうお考えを持つだろうかということも予測する中で、もちろん旧町名も出る場合もあります。しかし、今後、公募の中でいろいろとまた公募要領もうたっていきますが、この名称選定に当たっての観点というところを一つ一つ読んでいただければ、旧町名を思う人もありましようし、そうでなくて海と川と山、こういう一つの中でどうあるべきかということになれば、また斬新な気持ちで応募いただけるのではないかなというように思っておるわけでございますので、やはり幹事会、いろいろな我々も角度で検討をやりましたが、皆さんと同じようなことが出るということも予測をされた上で今御提案申し上げておりますが、ぜひひとつ矢田川水系、歴史もあるわけでございますし、御提案申し上げておる形で御決定いただければ非常にありがたいと、私どもはそう思っておるわけでございますし、また、いろいろな体験も町民もされたわけですし、私たちもしたわけでございますから、良識ある応募をしていただけるものだというように思っておるわけでございます。

吉田議長 ここで、ちょっと事務局にお聞きしたいんですが、今後これが、最終的には公募ということに関しては皆さん異議がないようなんですけど、最終的にどういうふうな過程で決められていくのかということをお聞きしたいと思うんですけども。

藤原事務局長 最終的にはまた幹事会等との調整が必要になりますけれども、事務的な流れとしまして事務局が考えておりますのは、ここでいろんな御意見をいただいたものを参考にさせていただきながら、次回に募集の要項をお示しさせていただきたいというふうに考えております。

吉田議長 そういう過程で決定していくという一つの案でございますけれど、最終的には次に要項が出てくるわけですね。そうですね。さらに要項が出てくると。

美方の井上委員。

井上（一）委員 美方の井上です。どちら側にも言い分はあると思いますけども、新しい町の名前をつくるという過程の中で、公募するという意味は、それぞれの3町の町民の意見を聞くということになると思います。5町と3町と違うかもしれませんが、5町のときにそういう制約事項を書いてなくて、前の町名の組み合わせみたいな形のものを出したのが、合併協議会で、言葉は悪いですけど、外されたとすれば、応募した人はどんな気持ちになるのかということもやっぱり委員としては考えるべきではないのかということをお私に思います。そして、同じことの繰り返しになりますけども、美方、村岡、香住のブランドとかそういう話も出てきましたけども、そうしたら例えば村岡が残ってほかの、今も話に出ておるように香住にはカニがある、美方町には牛があるというようなことが出てきたらどうなるのかというふうなことから考えても、やっぱり後で煮詰めるということではなくて、町民に募集する場合にははっきりと原則を示してから募集すべきだと思います。

吉田議長 ほか。

村岡の三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。今いろいろとお話が出ておりますが、町名を募集するについて、制約、あるいはそうでないという形で2つの意見が出ております。町名を最終的にまとめますのは、一つだけあったらいいわけですね。したがって、制約してこれこれこれこれ言って、制約するせんにかかわらず、募集されたものの町名というのは、恐らく何十か何百か出てこようかというふうに思います。募集、応募された方はそれぞれの意思の中で私はこういう名前がええ、こういう名前がええということで出されてくるわけですので、せっかく応募したものに対して失礼だということもあるいはあるかもわかりませんが、そのものを丸々採用するわけにもいきません。たった一つでええということになりますと、これは一応フリーで制約なしに応募して、最終的には委員会やこの協議会があるんですから、そこで十分協議をして絞ってくるという方法よりないではなからうかと。したがって、当初からこれはだめだということについては、ない方が応募する人もしやすいというふうに思いますので、私の意見は以上です。

吉田議長 会長。

岩槻会長 いろいろな方の御意見を聞かせていただいております。次回、応募要領といたしましうか、そういうものをまたお示しいたしますので、いろいろな御意見の中でやはりどうしても郡名がちらつく部分もありましようし、とって、ではセットでなんというようなことをやれば、またこれも難しくなるということがございますから、

我々もそういう点をいろいろな角度で検討して、余り制約をしないというように道を選択したということでございますので、ぜひ御理解願いたいというふうに思うわけでございます。

吉田議長 今、会長の方から、今の御意見を踏まえながら発言があって、その方向だというふうなことがあるわけなんですけれど、そういう形で要項等が出たときに最終的にこういうふうにするんだということが決まってこようと思うんですけれど、そういう方向を踏まえながら要項を作っていただくということで、継続協議ということにしたいというふうに思うんですけれど、どうでございましょうか。

朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。こういう話をいつまでやっておりましても、またぞろ悪いくせが出てくるような雰囲気もありますので、いいんですけども、私、町長会として但馬という名前云々ということに関しては、この場における者として、1市5町に申し上げておる限りは、やっぱりそれだけでもするべきではないんじゃないかなと思うんですけども。ほかの養父、朝来についても申し入れをしておるようですし、それを自分たちは言っておいて自分たちのところにはそういう制約を設けないというのは、これはこの場所に対するちょっと信義を問われる部分があるんじゃないかなと。旧町名云々、私も前回のときに、5町のときに募集した後で旧町名を使わないというようなことを決定して、いろんな御批判をいただいた記憶があるわけです。ですから、本当いうと旧町名は使わないというふうなことが後でなるのであれば、ここでしておくべきだとは思いますが、いろんなお考えの中で但馬だけは僕は外していくべきじゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

吉田議長 そういうことで、一つは今言われましたように但馬については使わないという制約は当然あってしかるべきではないかというふうな、流れの中で今の申し入れをしたという、これは美方郡の町長会なわけなんですけど、そういう申し入れをしたという中で制約は当然設けなければならないけど、他のものについては、そういうことを要項にも盛り込みながら、また基本的にはこの調整方針でいかさせていただきたいというふうなことを会長言っておりますし、そういうふうな意見も多いように思うんですけれど、こういうまとめでよろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 じゃあ、そうしましたら、そういうことを踏まえながら要項を制定していく

ということで、一応これについては継続の確認をしたいと思いますが、これに決定してよろしゅうございますか。

ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 そうしましたら、暫時休憩したわけですけど、会議を再開して、本休憩に入りたいと、このように思いますので、再開し、休憩をとりたいと、このように思います。50分まで休憩させていただきます。

〔休 憩〕

吉田議長 開会時間になりましたけれども、開会前に先ほどちょっと言ったことが舌足らずだというふうに出ておりますので、ちょっと確認をしたいと思いますが、要するに先ほど私は皆さんの意見を踏まえながら一つの提案としましてですね、要するに特段の制約を設けないという中ででも、その但馬という事について要するに但馬町ということについては除外しようではないかというふうな思いで皆さんにお諮りして継続協議をさせていただくというふうにしたと思っておるんですけど、それでよろしいですね。いいですね。では、そういう確認だということで、次に議事を進めさしてもらいたいと思います。そして、なぜ継続協議かといったかと、要するにそれを踏まえて要項が出てこないといかんもんで、要項の時にすると言うことではじめてそれで募集をかけるということですので最終的には公募し、名称が決まるからそのときに決定というか承認ということに・・・

〔途中、テープ切れ〕

吉田議長 休憩を閉じまして、会議を再開させていただきます。

なお、香住町の3号委員であります村瀬晴好委員の方が所用で退席、欠席をされるということで報告を受けましたので、了承願いたいと思います。

続いて、協議第12号、新町の事務所の位置についてを議題といたします。

事務局長に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 4ページをお願いしたいと思います。協議第12号、新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置について提出する。平成16年1月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、1の(4)でございます。新町の事務所の位置。住民の利便性の確保、地域振興等を勘案し、現地解決型の行政組織と機能分担に立脚した庁舎配置を検討する中で、

事務所の位置を決定する。具体的な事務所の位置については、小委員会を設置し検討を行うものとする。

次の5ページをお願いします。5ページは調整方針のそれぞれの考え方を説明させていただいているものでございますけれども、左の方の4番目の項目で根拠のところをごらんいただきたいと思います。地方自治法の第4条第1項では、地方公共団体は事務所の位置を条例で定めることになっております。さらに合併により3町の法人格が消滅いたしますので、各町の事務所を廃止し、新たに新町の手事務所を設置しなければなりません。そのために新町の手事務所につきましては、合併までに決定しておく必要があります。

選定基準でございますが、これは先ほど申し上げましたが、その内容は地方自治法の第4条第2項に定められておりまして、事務所の位置の基準として、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮をすべきことが挙げられております。

それでは、そのページの以下が今の事務所の設置等の関係法令、それから6ページが先進合併協議会等の事務所の位置を決めます調整方針を掲げております。

7ページをお開きいただきたいと思います。一応3町で考えております行政機能区分と庁舎の機能配置についての例として挙げさせていただいておりますけれども、まず、1番目に行政機能の区分でございます。行政機能の区分としましては、三役、議会、管理部門機能、それは総務、企画、税務関係を示しますけれども、その他の部門機能、現地解決型機能、これは窓口機能を含むものでございます。以上に分類して御説明をさせていただきたいと思います。なお、右のページの方には、現地解決型機能の具体的な例について業務の内容を挙げさせていただいております。

(2)番目には、各庁舎の機能配置の類型ということで、1番から3番までと、参考として養父郡の例を挙げさせていただいております。

まず、でございますけれども、本庁舎に管理部門を置き、他の部門は各町での機能分担を行う場合。これがいわゆる分庁型になろうかと思っておりますけれども、A町、これは本庁の第1庁舎と呼ぶとしましたならば、そこには三役、議会、管理部門、他の部門機能、現地解決型というすべての機能がそこにはございます。それでB町、B庁舎にはその他の部門機能の一部と現地解決型の機能がございます。C町も同じくでございます。

に表しておりますのが、本庁舎に管理部門と他の部門の一部を置き、これ以外の他の部門を分担する庁舎、現地解決型機能を持つ庁舎の3類型とする場合ということで、A町

のA庁舎はと同じでございますし、B町のB庁舎についても同様でございますが、C町のC庁舎には現地解決型の機能のみを持つ組織としております。

それから、の例でございますけれども、本庁舎に全般的な機能を置き、現地解決型機能を配置する場合ということで、これが本庁方式ということになるかと思っておりますけれども、A町にはすべての機能を持ちますけれども、B町、C町は現地解決型の機能のみを持つ組織という考え方でございます。

参考として、具体的に養父郡さんの例を挙げさせていただいておりますけれども、養父郡では八鹿町、これが養父市役所になるわけでございますけれども、そこには三役、議会、それから管理部門として総務部、政策管理部、他の部門としまして市民生活部、都市整備部がございまして。一番下に現地解決型機能という言い方をしておりますけれども、そこには地域振興部門、それから住民部門、産業経済部門が来ます。これらは住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担う内容の業務のようでございます。それから養父町の養父地域局には、その他の部門機能として産業経済部と企業局、教育委員会が来ます。これは一見、分庁方式に見えますけれども、養父郡合併協の考え方としましては、本庁にすべての部門が収容できませんので、収容できないものについてを、この養父庁舎に3つの部門を置くということでございます。養父にはさらに現地解決型の機能も当然持たせるということでございます。それから大屋町と関宮町の地域局には、住民に密接にかかわりのございます地域振興部門、住民部門、産業経済部門の業務がそこには置かれるという内容のものでございます。

それから、右のページの8ページですけれども、これは現時点での行政機能と業務の一つの例として挙げておりますけれども、例えば議会の業務としましては、管理部門、その他の部門の業務のところすべて書いてございます。その中で現地解決型の業務ですとか、窓口の業務という欄がございまして、例えば具体的には9ページをごらんいただきたいと思うんですが、その頭に税務部門がございまして、税務の管理、その他の部門の業務のうち現地解決型としましては、住民税、資産税等の賦課及び申告、納税相談、家屋評価、税の減免決定等が、現地解決型ですべての庁舎で事務を掌るという格好になります。さらに窓口業務として、所得、納税、評価証明等々と言っておりますが、例えばこれは7ページののパターンを見ていただきたいんですが、C町のC庁舎においては税務部門のいわば窓口業務である所得、納税、評価証明等がこのC庁舎で行う業務になるという考え方でございます。

以下、今考えております一つの例として一応網羅しておるつもりでございますけれども、最終的な詳細な調整につきましては、いずれ小委員会を設けて、そのあたりで協議をしていただくことになろうかというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

吉田議長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑、御意見を受けたいと、このように思いますので、先ほどと同じように挙手の上、町名、委員名を言ってお願いしたいと、このように思います。

事務局長。

藤原事務局長 ただいまの説明でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。7ページのC町の業務で、ここでは窓口業務が掌られるというような説明をさせていただきましたが、調整方針にも書いておりますように、この3町の考え方としましては、現地解決型ということ最低といいますが、少なくとも現地解決型の業務を執行するというようなことを考えておまして、当然その中には窓口業務もございませぬけれども、8ページ以降の表でいきますと、真ん中の表の業務に当たるものを、すべてのこの3つの庁舎で少なくとも行っているという御理解をいただきたいと思います。

吉田議長 以上、訂正がありました、同じく質疑、意見を受けたいと思いますので、どなたからでも結構ですので、お願いしたいと思います。

村岡、石垣委員。

石垣委員 機能配置の類型につきましては特にありませんが、ただ、8ページからの行政機能と業務の例。前回、5町のときもこれと同じような感じがするんですが、例だから落ちとるやつがあると、前回もそういう答弁いただいた。これ表現、もうちょっときちっと整理せないかんところがたくさんあるなというように思います。私はちょっと赤字で整理しておりますけども、一々申し上げませんが。一つの例としますと、11ページに農業土木、農道台帳があります、その下に土地改良事業、土地改良事業は農業土木の一つの範疇の中とは違うんですか。だからその辺を。それから老人クラブにしても、町によっては福祉の担当でしとるところがあれば、社会教育課で担当しとるところもある。それで、両方これ載ってます、老人クラブと老人会の支援というのが。それ以外にもありますけども、例とはいいながら、もうちょっと整理してください。以上です。

吉田議長 事務局長、答弁。

藤原事務局長 御指摘ありがとうございました。

また、今後とも十分精査しまして整理していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

吉田議長 ほかに御意見、御質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 そうしましたら、ないようですので、協議第12号、新町の事務所の位置については、継続協議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第12号、新町の事務所の位置については、継続協議することに決定いたしました。

続きまして、協議第13号、新町まちづくり計画（その1）についてを議題といたします。

事務局に朗読、説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 17ページをご覧くださいと思います。協議第13号、新町まちづくり計画（その1）について。新町まちづくり計画（その1）について提出する。平成16年1月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目、2の（1）、新町まちづくり計画。新町まちづくり計画策定の基本的な考え方とその策定方針を別紙のとおり定める。具体的な内容については、小委員会を設置し検討を行うものとする。

次に、18ページからの御説明をさせていただきますが、その前にちょっと御訂正をお願いしたいと思います。18ページの3、まちづくり計画における云々とありますが、頭に「新町」ということで、2文字追加をお願いしたいと思います。新町まちづくり計画における財政計画との整合ということをお願いしたいと思います。

それでは、18ページから御説明させていただきます。ここにはまちづくり計画の基本的な考え方とその策定方針ということで御案内をさせていただいております。

まず、1番目に合併特例法による基本的な考え方でございますけれども、合併特例法の第5条第2項にこれが示されておるわけでございまして、特例法では市町村建設計画は合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないと定められております。

このまちづくり計画の項目といたしましては、 から までございますが、 として合併市町村の建設の基本方針、それから が根幹となるべき事業に関する事項、3番目に公共施設の統合整備に関する事項、それから4番目に財政計画ということが政令で定められているということでございます。

なお、この新町のまちづくり計画につきましては、この計画の作成が合併特例法に基づきますさまざまな財政措置を合併市町村が受けられるために作成するということになりまして、特例法、合併特例債等を受けるためには、この計画がもとになるというものでございます。

それから、2が新町まちづくり計画の策定でございますけれども、前段をちょっと省略させていただきまして、後段の方に各町の総合計画は地方自治法の規定に基づいて策定されておりますが、将来を見通した長期にわたる振興施策を実現するため、個性と魅力に溢れたまちづくりの指針となっております。

新町まちづくり計画は、これらの総合計画を勘案しまして、将来像や基本方針を作成するとともに、合併によります広域的な視点に立った地域全体の発展に資する新しい施策や地域の均衡ある発展を目指した施策について策定するものいたします。要するに3町の総合計画を足して3にするというのではなく、下から3行目から書いてありますような広域的視点に立った新しい施策ややっぱり均衡ある発展を目指したものを策定するという内容のものでございます。

それから、3番目が新町のまちづくり計画における財政計画との整合でございます。当然まちづくり計画は財政計画がもとになるわけございまして、財政計画も逆に言えばその事業計画等立てる上では適切な財政運営を確立する必要があるというものでございます。なお、この新町の財政計画につきましては、このまちづくり計画の期間、10年間でございますけれども、これと同様に10年間の期間を持って財政計画を策定していきたいというふうに考えております。

それから、19ページでございますけれども、4に新町まちづくり計画の策定手順とスケジュールということをおっしゃっておりますけれども、まず、策定手順の関係については、21ページをごらんいただきたいと思います。

合併協議会におきましては、当然住民の意向調査をするなど、住民の意見を反映していかなければならないわけでございますけれども、これにつきましては5町のときにこの3町内の皆さんを対象とした住民アンケートを実施いたしておりますので、その3町分を再

集計したものを反映していきたいというふうに考えております。主に基本方針の部分について協議を行っていただきたいと思うわけでございまして、それらの協議とともにさらに協議された基本方針、将来像等に沿って事務事業の一元化の調整方針、これは先だっても申し上げましたが、1, 149の事務事業の調整化をこれから図っていくわけでございませけれども、これらの調整方針案も反映させながら作成していくというものでございます。

項目につきましては、先ほど御説明させていただきましたので、ちょっと割愛をさせていただきたいと思えます。

なお、新町まちづくり計画の素案が作成されますと、大体今のところ5月ないし6月ごろに予定しておりますけれども、住民説明会を各町で実施していただきまして、住民の意見を集約した後に新町のまちづくり計画の原案をまとめていきたいと。さらには8月いっぱいまでぐらいには県との協議も進めていきたいというふうに考えております。

なお、まちづくり計画のスケジュールにつきましては、22ページに上げさせていただいております。今、御説明申し上げましたように最終的には県との協議が8月の下旬ないし9月の上旬ごろにかかろうかと思えますが、委員の皆様方をお願いする内容としましては、それよりも大分早い時期、住民説明会をすることまでは計画をまとめ上げていただきたいというふうに考えております。

それから、最後に5の新町まちづくり計画の策定方針でございますけれども、概ね6つの方針を立てて進めさせていただきたいというふうに考えております。

まず、1番目でございますけれども、この計画につきましては3町の速やかな一体化を促進し、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとすることが一つでございます。それから2番目に、基本方針を実現していくための主要事業、それから公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成するというものでございます。さらに3番目には、主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、先ほど申し上げましたように合併後10カ年をスパンとして策定していきたいという思いでございます。それから4番目には、この計画につきましては将来を展望した長期的視野に立った計画にしていくものであるということでございます。それから5番目には、この公共的施設の適正配置につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないようなやっぱり配慮が必要であると。さらには地域のバランスですとか財政事情を考慮しながら逐次整備していくものになるという考えでございます。

最後に6番目ですけれども、財政計画策定につきましては、当然、地方交付税や国、県

の補助金、地方債等の依存財源が中心になりますけれども、これらの依存財源を過大に見積もりすることなく、健全な財政運営が行えるように十分配慮して作成しなければならないというふうに考えております。

なお、20ページにつきましては、3町の総合計画の項目一覧ということで、現在3町で策定されております総合計画の各項目について、3町が比較できるようにちょっと資料として準備させていただいておりますので、また御確認をいただきたいというふうに思っております。以上で説明を終わりたいと思います。

吉田議長 説明は終わりました。

これより資料についての質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 なければ、次に御意見等をお伺いしたいと思います。御意見のある方、挙手お願いいたします。

村岡の井上委員。

井上（源）委員 ちょっと質問が後先になるかもわかりませんが、このまちづくりの計画策定に当たっては、5町合併のいろいろ各町から出ているものを基本にというふうなこと、そういうようにちょっと受けとめたんですが、3町合併ということで新しくいろんなやっぱり考え方が出てくると思いますね、5町の場合と3町の場合と。そこらの調整はどういう段階でされていくのか、進められていくのかということをお尋ねしてみます。

吉田議長 事務局長、藤原君。

藤原事務局長 今回の住民意見の反映ということだと思っておりますけれども、本来ですと5町の時に行いましたように、一つ一つの積み上げで住民の意見をできるだけ反映するようにしていくというのが一つのやり方かというふうに考えておるわけですが、この3町の場合、時間的な制約もあるわけですが、既に5町のとときに各世帯からアンケートをいただいております、一定の、それが5町が市になる場合と3町が町になる場合で多少の相違はあるかと思っておりますけれども、5町の場合のそういった貴重な資料がございますので、先ほど申し上げました3町の集計を再集計いたしまして、それを今度のまちづくり計画に反映していきたいと。さらには、協議会の委員さんにつきましても、5町の時に皆さんからいろんな御提言やら意見もいただいておりますが、今回改めて御意見、

提言等をいただくということで、1月の9日をリミットに御提出をしていただきました。そういったものをできるだけ反映する形で計画をまとめていきたいというふうに考えております。

吉田議長 21ページにその内容が書かれているように思われますので、それを。そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 藤原局長。

藤原事務局長 それでは、時間をちょうだいしてちょっと追加の説明をさせていただきたいと思いますが、お手元に養父郡合併協議会の新市まちづくり計画ということで、参考資料をお届けさせていただいております。なぜお届けさせていただいておりますかといいますと、5町の時もそうだったんですが、協議会の委員さん、やる気満々で、すべてといいますか、全部自分たちがこの計画を作るんだというような大変な意気込みが感じられたわけでございますけれども、委員さんにはこの範囲ぐらいまでをお願いしたいという一つの例として養父郡合併協の計画書をお届けさせていただきました。

37ページをちょっとお開きいただきたいと思うんですが、この計画の筋立てといいますか、まちづくり計画、どこでもそうだと思うんですが、基本にはやはりまちづくりの理念というものがございまして、さらには将来像というものもあります。それに基づいて基本方針というのが定められてきます。それらは当然委員さんのお知恵をお借りしまして最終的なまとめをしていかなくてはいけないと思いますが、基本方針の下に、この37ページのところでは、それらを具現化するための主要施策というものが、1)で農林水産業の振興でありますとか、2)で商工業の振興というものがございまして、主な事業として、1)では産地づくりの推進事業、担い手確保育成事業、都市交流云々ということがございまして、委員の皆様方には、ここまでの内容のものを協議し、まとめていただきたいなと考えております。

さらに説明を加えますと、この主要な事業をさらに具体的に、じゃあこの事業をどこに実施するんだというような具体的なそういったものにつきましては、新しい町長の政策にかかわってくると認識しておりますので、そこまではここでは踏み込めないだろうというような理解をしております。したがって、37ページの例でいきますと、主要施策、主な事業までが皆さんにお願いしたい内容の範囲だろうということでございまして、以上でございます。

吉田議長 御意見ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、協議第13号、新町まちづくり計画(その1)については、御確認いただいたものと決定することに御異議ございませんか。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第13号、新町まちづくり計画(その1)については、御確認いただいたものと決定いたします。

次に、協議第14号、新町まちづくり計画検討小委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 24ページをお開きいただきたいと思います。協議第14号、新町まちづくり計画検討小委員会の設置について。新町まちづくり計画検討小委員会の設置について提出する。平成16年1月14日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

新町まちづくり計画検討小委員会の設置について。3町合併協議会規約第11条第1項に基づき、新町まちづくり計画検討小委員会を別紙のとおり設置する。

25ページをお開きください。所掌事務としましては、新町のまちづくり計画を調査及び審議する事務を所掌する。

委員の選出でございますけれども、3町合併協議会規約第8条第1項第2号及び第3号に掲げる委員21人以内とする。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。協議第14号、新町まちづくり計画検討小委員会の設置について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようですので、協議第14号、新町まちづくり計画検討小委員会の設置については、御確認いただいたものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第14号、新町まちづくり計画検討小委員会の設置については、確認することに決定いたしました。

それでは、ただいまの確認により、小委員会設置規定第2条の規定に基づき、会長から

委員の指名をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、会議を再開させていただきます。

会長、指名をお願いいたします。

岩槻会長 それでは、小委員会の設置規定第2条によりまして協議会長が指名するようになっておるわけでございます。既にその小委員会の名簿をお手元にお届けいたしましたわけでございます。委員会最初の会議でございますので、事務局長の方から一々お名前を朗読させていただきまして、指名ということにさせていただきますので、ひとつ御理解なり、あるいはまた今後の小委員会運営に格段の御協力をお願いする次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

吉田議長 藤原局長。

藤原事務局長 それでは、ただいま配付させていただきました委員会名簿をご覧いただきたいと思ひます。

まず、2号委員として、美方町、吉田範明委員、美方町、本城繁信委員、村岡町、谷淵栄一委員、村岡町、板坂公二委員、香住町、上田孝委員、香住町、橘秀夫委員。3号委員としまして、美方町、朝倉富征委員、美方町、井上一郎委員、美方町、毛戸公彦委員、美方町、中村治泰委員、美方町、水間徳子委員、村岡町、石垣健三委員、村岡町、井上源一委員、村岡町、小谷道子委員、村岡町、西尾高雄委員、村岡町、三好忠男委員、香住町、伊藤誠委員、香住町、岡田久子委員、香住町、柴崎一秀委員、香住町、中村曉委員、香住町、村瀬晴好委員。以上でございます。

吉田議長 以上、指名された委員の方々、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の協議事項は終わりましたが、次に、次回以降の合併協議に際しまして、御意見、提言事項等がございましたら、ここでお伺ひいたしたいと存じます。ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、それでは、次に、次回の日程及び提案を予定しています協議事項について、事務局長から説明させます。

藤原事務局長 それでは、本日の会議資料の表紙をめぐっていただきまして、裏面をご覧いただきたいと思ひます。

第3回の協議会につきましては、今月の27日、火曜日でございますが、午後1時30分から香住町文化会館で予定をさせていただいております。

なお、協議事項としましては、財産の取扱い(その1)について、それから議会の議員定数及び任期の取扱いについて、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置についてを予定させていただいております。

さらに、第4回でございますけれども、2月の9日、ちょっと定例日を繰り上がった日程になっておりますけれども、都合によりまして2月の9日に第4回をさせていただきたいと思います。時間は午後1時30分から、場所は美方町のこの会場でございます。

さらに、ちょっと戻りますけれども、第3回の協議事項には、新町の事務所の位置等検討小委員会の設置につきましても御提案をさせていただく予定にいたしております。以上でございます。(発言する者あり)

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を開かせていただきます。

会長の方から。

岩槻会長 きょう、協議13号を取り下げさせていただいたわけございまして、それについては委員の数について熟慮したいというように申し上げたわけでございます。本来なら何といってもきょう御提案申し上げるのが私は筋だというように責任上思っておるわけでございますので、次回の合併委員会、日程的に早めたいと思います。局長の方のスケジュールで今申し上げましたが、ここでいつということがちょっと申しかねますが、早めたいと、こう思いますので、ぜひ御理解願いたいというように思います。

今申し上げた点も含めて、事務局の、そうはいつでも手元の都合でございますが、その辺さらに詰めて、検討を加えながら日程的に全員の協議会、そういうものは早めたいと、こう思います。

吉田議長 三好委員。

三好委員 この日程をたびたび変えられると、お顔を見ますと、それぞれ役職を持っておられる方があって、2月、3月、特にいろいろな会議を招集されたりや、招集を受けておるとい人がたくさんいらっしゃるというように思いますので、日程の変更はできるだけ避けてほしいと。そうせんちゅうと計画が立たないという面があるかもしれませんで、

その辺、要望だけいたしておきます。

吉田議長　そういうことで、一応今の御意見もあり、日程的に変更なしにしたらどうかというふうな御意見もある中で、先ほどの会長のことも踏まえながら検討させていただくということで、よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、そういうことで、事務局と会長等にお任せしたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして第2回3町合併協議会の閉会といたしたいと思えます。御苦勞さまでございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　年　月　日

美方町・村岡町・香住町

合併協議会議長

.....

会　議　録　署　名　委　員

.....

会　議　録　署　名　委　員

.....